

2018年7月20日

日本部活動学会「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁、平成30年3月）を踏まえた都道府県教育委員会の対応（施策）についての調査結果

日本部活動学会会長
長沼 豊

（プレスリリース資料）

【0. 調査結果の概要】

日本部活動学会では47都道府県教育委員会に対して標記の調査用紙を送付、39自治体から回答が得られた。

- 約半数にあたる19の自治体で「運動部活動の在り方に関する方針」を既に策定済み
- ほとんどの自治体で、中学の休養日および1日の活動時間について、スポーツ庁のガイドラインと同じ設定をしている
- 8つの自治体で、高校の休養日および1日の活動時間について、スポーツ庁のガイドラインと異なる設定をしている（休養日を少なく、活動時間を長く設定）
- 3つの自治体で、朝練を禁止している
- 8つの自治体で、文化部活動についても既に方針を策定している

【1. 調査の概要】

（1）調査の目的

平成30年3月にスポーツ庁が発表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、ガイドライン）を踏まえて都道府県教育委員会がどのような対応（施策）を行ったかについて調査することで、教育行政による部活動改革の進展とその実態について把握する。そのことを通して、部活動の在り方に関する研究に資するものとする。

（2）調査対象 47都道府県教育委員会

（3）調査内容 ガイドラインを踏まえた都道府県教育委員会の対応（施策）

（4）調査結果の公表方法

プレスリリース、本学会ホームページ・研究紀要・会報への掲載、
研究集会・大会における発表

【2. 調査方法】

調査用紙を6月15日に教育委員会事務局に送付、担当者に記入してもらった上で返信用封筒に入れ6月30日〆切で送付してもらった

【3. 回答があった自治体】 39自治体から回答（回収率83%）

【4. 本件の問い合わせ先】

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1 学習院大学文学部教育学科 長沼豊研究室内
日本部活動学会事務局（メール jaseca2017@gmail.com 電話 03-5904-9346）

【5. 調査結果】

質問1 都道府県は、スポーツ庁のガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定することが要請されていますが、策定しましたか。

- | | |
|----------------|------|
| 1. 策定済み | ⇒ 19 |
| 2. 未策定（策定予定あり） | ⇒ 18 |
| 3. 未策定（策定予定なし） | ⇒ 0 |
| 無回答 | ⇒ 2 |

●ガイドラインを既に公表した自治体

- 3月 宮城 山梨 三重 高知
- 4月 群馬 東京 神奈川 京都 和歌山 熊本
- 5月 茨城 新潟 奈良
- 6月 岩手 千葉 岐阜 愛媛

●ガイドラインを公表予定の自治体

- 8月 秋田 大阪 岡山
- 9月 栃木 兵庫 沖縄
- 10月 鳥取 長崎 宮崎
- 12月 山形 鹿児島
- 今年度内 北海道 青森 福島 長野 石川 福岡
- 未定 富山 福井 愛知 島根 山口

【追加情報】

先日公表した本学会の調査結果の質問1で「無回答」（選択肢1～3に○が無し）だった富山県はその後の確認で策定中、山口県は検討中であることがわかりました。

2018年7月30日

質問2 都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、スポーツ庁の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記することが要請されていますが、どのように明記しましたか（明記する予定ですか）。

【参考】スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」より

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(a) 休養日についてはどのように明記しましたか。

- 1. スポーツ庁のものと同じものを明記した ⇒ 14
- 2. スポーツ庁のものと異なるものを明記した ⇒ 11
- 無回答 ⇒ 14

●スポーツ庁のガイドラインと異なる設定のうち
 中学と高校で休養日を変えている8つの自治体↓

	中学	高校
岩手	スポーツ庁と同じ	週1日の徹底、年平均週あたり2日以上の設定
秋田	スポーツ庁と同じ	平日は週当たり1日以上、土曜日及び日曜日は月2日以上
福島	スポーツ庁と同じ	平日週1日及び土日のいずれかを月2日以上
茨城	スポーツ庁と同じ	週当たり1日以上
三重	スポーツ庁と同じ	週1日（土日のいずれか）
鳥取	スポーツ庁と同じ	土曜日または日曜日のいずれかを含む、週1日以上
島根	スポーツ庁と同じ	高校は週1日以上（予定）
熊本	スポーツ庁と同じ	原則、1日

(b) 1日の活動時間についてはどのように明記しましたか。

1. スポーツ庁のものと同じものを明記した ⇒ 14
2. スポーツ庁のものと異なるものを明記した ⇒ 11
- 無回答 ⇒ 14

●スポーツ庁のガイドラインと異なる設定のうち

活動時間を変えている自治体 ⇒ 長野（2時間程度までとし、長くても3時間以内）

活動時間を明記していない自治体 ⇒ 神奈川

中学と高校で活動時間を変えている7つの自治体 ↓

	中学	高校
岩手	スポーツ庁と同じ	学校の特色や種目等を考慮し、各学校において適切に設定
秋田	スポーツ庁と同じ	長くとも平日は2時間30分程度、学校の休業日は3時間30分程度
福島	スポーツ庁と同じ	平日3時間、休日4時間
茨城	スポーツ庁と同じ	休養日は4時間程度
三重	平日2時間以内 休業日4時間以内	平日3時間以内、休業日4時間以内
島根	スポーツ庁と同じ	平日3時間、休業日4時間程度
熊本	スポーツ庁と同じ	平日3時間、休日4時間以内

週当たりの総時間数を追記している自治体 ↓

	中学	高校
和歌山	（時間数上限はスポーツ庁と同じ。加えて）「週当たりの活動時間は、16時間未満とする」と追記	

(c) 朝練についてはどのように明記しましたか。

1. 明記していない ⇒ 17
2. 明記した ⇒ 8
- 無回答 ⇒ 14

●朝練について明記した自治体

原則禁止 ⇒ 宮城 茨城 長野

開始時刻は7時30分以降とする ⇒ 岐阜

一日の活動時間に含む ⇒ 京都 和歌山 高知

効果や教員の長時間労働などを検討した上で実施 ⇒ 群馬

質問3 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、都道府県の方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが要請されていますが、その策定状況を把握していますか。

1. 把握している ⇒ 12

2. 把握していない ⇒ 20

無回答 ⇒ 7

●市町村のガイドライン公表が都道府県によって把握され

具体的に記述があった自治体

秋田 秋田市

東京 立川市、三鷹市 等

山梨 甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、北杜市、甲州市、
笛吹市、身延町、都留市

三重 四日市市、菰野町、朝日町、川越町、紀宝町

島根 出雲市

高知 香美市、土佐清水市、馬路村、大豊町、本山町、大川村、津野町、日高村

質問4 ガイドラインにおいて都道府県が要請されている以下の(a)～(d)の4点の各々について、実施の予定はありますか。

(a) 運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行うこと

1. 既に実施済み ⇒ 20
2. 実施予定あり ⇒ 10
3. 実施予定なし ⇒ 1
- 無回答 ⇒ 8

●既に実施済みの自治体

例) 茨城

○毎年、中・高等学校、特別支援学校の運動部活動指導者を対象として「運動部活動指導者研修会」において効果的な指導方法を研修している。

・【講演の部】運動競技に共通した最新の医・科学的なトレーニング理論や、練習時間の短縮化を図る効果的な指導方法について研修する。

・【実技の部】実技を伴った指導方法を習得するため、4競技種目を設定し、実践的な指導方法の習得を目指し研修する。

○本県県立学校の地区校長会、地区教頭・副校長会において、運動部活動の適正な運営について、「体罰によらない指導」、「学校閉庁日の取組に係る部活動顧問及び生徒のリフレッシュの促進」、「生徒との連絡手段や面談の在り方等の指導方法」、「部活動に係る金銭の取扱」、「熱中症の防止」など、多岐にわたり指示・伝達を行っている。

例) 石川

部活動顧問への「部活動における安全指導」「スポーツメンタルトレーニング」部活動指導員、外部指導者への研修

例) 島根

管理職対象には行っていないが、顧問・外部指導者には県主催で年1回の研修会を実施している。(県3か所で同じ研修会、その内1回を受講することになっている)

(b) 教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号）」3 を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと

1. 既に実施済み ⇒ 23
2. 実施予定あり ⇒ 8
3. 実施予定なし ⇒ 0
- 無回答 ⇒ 8

●既に実施済みの自治体

例) 東京

「学校における働き方改革推進プラン」に基づきカードリーダーによる在校時間の適切な把握等

例) 新潟

- ・平成 28 年 11 月から出退勤時刻の記録と保管をするよう通知
- ・平成 29 年 6 月から超勤 60 時間以上の教職員数の報告をするよう通知
- ・第 3 次多忙化解消アクションプラン平成 30 年度の取組を通知

例) 岐阜

「教職員の働き方改革プラン 2018」により年 720 時間、月 80 時間を超える時間外勤務の根絶を啓発している。

例) 兵庫

平成 21 年度より平日 1 日／週、休日 2 日／月の「ノ一部活デー」を設定し、全県で取り組んでいる。また、全公立中学校、高等学校に対し、部活動練習状況調査を実施し、勤務の適正化に努めている。

(c) 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めること

- 1. 既に実施済み ⇒ 10
- 2. 実施予定あり ⇒ 10
- 3. 実施予定なし ⇒ 9
- 無回答 ⇒ 10

●既に実施済みの自治体

例) 長野

- 1, 信州型コミュニティスクール活用の中で可能な限り行う
- 2, 合同部活、「ゆるスポ」活動支援事業

例) 高知

知事部局（スポーツ課）が主体となり、既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツハブの育成・支援

(d) 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと

- 1. 既に実施済み ⇒ 1 1
- 2. 実施予定あり ⇒ 1 2
- 3. 実施予定なし ⇒ 6
- 無回答 ⇒ 1 0

●既に実施済みの自治体

例) 宮城

保護者あて文書を参考送付

例) 群馬

市町村教育委員会を通じて、通知にて保護者へ理解と協力を促した。

例) 長野

各学校の部活動方針を、県の指針と併せて、保護者に通知している。

質問5 文化部活動の在り方に関する方針を策定しますか。

- 1. 既に策定済み ⇒ 8
- 2. 未策定（策定予定あり） ⇒ 1 1
- 3. 未策定（策定予定なし） ⇒ 1 4
- 無回答 ⇒ 6

●既に文化部活動もガイドラインを設定している自治体

岩手 宮城 群馬 神奈川 岐阜 三重 京都 熊本

質問6（自由記述欄）部活動の在り方に関する方針について、その他、部活動に関する施策について

⇒回答数15 ※そのうち「特になし」等を除き実質的な回答は7
以下は回答例

神奈川

- 設置者として、「神奈川県立学校に係る部活動の方針」を策定。
- 知事部局と県教委で、「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」も同時に策定。
- どちらも、部活動という表記で、運動部、文化部は分けていない。

長野

部活動を地域や民間に委託していく場合の保険の制度を明確にするとともに、充実させてほしい。

三重

「学校単位で参加する大会等の見直し」について、見直しを進めるにあたり、中・高等学校の学校体育連盟とともに各競技団体の理解が重要である。

競技によって違いはあるが、競技団体が主催者となって多くの大会が開催されており、また、主催者として大会開催の意義をもって取り組まれている現状がある。

競技団体が主催する大会結果を、学校体育連盟主催大会の組み合わせの参考にする場合もある。

県教育委員会として、競技団体に対し、まずは県で策定したガイドラインの内容を周知するところから始める予定であるが、各学校の大会参加の見直しを進めていくことについて、競技団体の理解を得るための方策を考えていかなければならない。

島根

策定済みの他県の方針等を見るとその県に応じた方針となっているものと、国のものをほぼそのまま方針としているところなど様々であり参考になる。

未策定の県がまだ多数の様子、情報交換をしていきたいと考えている。

高知

・高等学校段階の運動部活動について、国のガイドラインでは原則適用としてあるが、学校の特色や中学校との発達の段階の違い等を考慮すると、休養日や練習時間の設定については、中学校よりも柔軟に対応してもよいのではないかと考える。

・各都道府県や各関係機関（団体）の足並みが揃わないと、ガイドラインの徹底は難しい。

・高知県では、部活の民間委託先が限られており（人材不足）、どうしても教員に頼らざるを得ない状況である。

以上